



# JAPAN P&I NEWS

外航組合員各位

## EU の対ロシア制裁—石炭・肥料を含む特定のロシア貨物の輸送について（補足）

このニュースは、2022年9月21日に発行した当組合特別回報第22-012-1号に対して、保険カバーに関して当組合が受領したいいくつかのご照会に回答するために発行するものです。

### EU 発表の FAQ について

同特別回報では、2022年8月にEU当局が発表したFAQが2022年9月19日付で改訂され、ロシアからの石炭および理事会規則833/2014の附属書XXIに掲げる特定の物品（ここでは「対象物品」と総称します。）が第三国向けである場合、当該輸送（および関連する保険の提供）は禁止されていない、とお知らせしました。しかしながら、当組合としては、EU以外の第三国向けの対象物品の輸送の場合であれば、保険カバーに全く支障が無い、とまでは断言できない状態にあると考えております。

### 当組合の提供する外航船保険とEUの対ロシア制裁について

当組合が提供する外航船保険とその再保険スキームの詳細については、添付をご参照ください（[こちら](#)からご覧いただけます）。

### 保有部分について

国際P&Iグループ（IG）の各クラブ保有（自己負担）としている1,000万米ドルまでの損害につき、2022年10月18日時点では、ロシアから第三国への「対象物品」の輸送に関し、原則として当組合での保険カバーは可能であろうと考えております。同時に、国際情勢の変化を踏まえ、EUや米国などの各国の制裁措置の目的を尊重することが当組合として重要であると考えております。前述の保険カバーに対する見解は、ロシアから第三国への「対象物品」の輸送を、当組合として推奨することを意味するものではありません。

### 再保険について

当組合加入船において1,000万米ドル超1億米ドルの範囲の損害を発生させた場合、当該損害の一部は、IGの他の12クラブにより分担（再保険）されます。さらに、IGは1億米ドルを超える損害に対して商業マーケットでの再保険を手配しています。各クラブおよび再保険者は、各国の規制や当局のガイドラインを含むさまざまな法的な状況の下で事業を行っているため、ロシアから第三国への「対象物品」の輸送に関する損害に対して、他のクラブまたは再保険者が当組合へ再保険金を支払うことができるかどうかについては、依然として不確実な状態にあるといえます。また、当組合は1,000万米ドル以下の損害に対する当組合独自の再保険を手配しておりますが、こちらも同様に再保険金の負担が可能であるかどうかは不確実です。

当組合加入船が、ロシアから第三国への「対象物品」の輸送に関連して損害を発生させ、制裁を理由に他クラブや再保険者から当組合が保険金を回収できない場合、当組合の保険契約規程第36条（9）によ

り、再保険の回収不能分について保険てん補はありません。つまり、当組合の再保険からの回収不能分については、組合員ご自身でご負担いただくことになります。

### 制裁について

ご承知のとおり、ロシア・ウクライナ情勢は極めて不安定です。また、EU などによる対ロシア制裁の内容は、時間の経過や国際情勢の変化により、頻繁に変化しています。さらに、実際の制裁に加え、各国の規制や関係当局のガイドライン、各クラブ・再保険者の方針は変更可能なものであり、保険カバーの可否も変更される可能性があります。このような状況のもとにおいては、ロシアから第三国への「対象物品」の運送に関し損害が発生した場合に、すべてのクラブ・再保険者より保険カバーが提供されるとまでは断言できない状況です。

さらに、クラブや再保険者が保険カバーを提供できると考えた場合においても、リスクに対し異なる方針を有する銀行が実際の送金を拒否する可能性も十分考えられます。

したがって、組合員の皆様におかれましては、制裁によって保険カバーを含むさまざまな面に不確実性がある点にご注意ください。

以上

添付資料：2022 保険年度 IG 再保険プログラム

IG再保険プログラム（2022保険年度）

＜その他P&Iクレーム＞								約89億4千万米ドル			
Pool (Overspill) (約56億5千万米ドル)								31億米ドル	4		
Collective Overspill Layer (10億米ドル) Excess of underlying				＜船客 + 船員クレーム＞				30億米ドル			
								21億米ドル			
4th Layer **** (6億米ドル) Excess of underlying				＜船客クレーム＞				20億米ドル			
								15億米ドル			
3rd Layer **** (7.5億米ドル) Excess of underlying				＜油濁クレーム＞				10億米ドル	3		
								3rd Layer **** (2.5億米ドル) Excess of underlying			
*** 10% share	** 10% share	* 10% share	2nd Layer **** (2億米ドル) 70% share		*** 10% share	** 10% share	* 10% share	2nd Layer **** (2億米ドル) 70% share		5.5億米ドル	
		1st Layer (4.5億米ドル) 70% share with annual aggregate deductible of \$100m being covered by Hydra				1st Layer (4.5億米ドル) 70% share with annual aggregate deductible of \$100m being covered by Hydra		1億米ドル			
7.5% クレーム提起 クラブ保有			Upper Pool (5千万米ドル-1億米ドル covered Hydra)					5千万米ドル	2		
Lower Pool (3千万米ドル-5千万米ドル covered Hydra)								3千万米ドル			
Lower Pool (1千万米ドル-3千万米ドル)								1千万米ドル			
クラブ保有								0	1		

- 1千万米ドルまで  
クラブ保有額と称し、各クラブの自己負担。
- 1千万米ドルから1億米ドルまで  
プールと称し、IG加盟13クラブが各々の分担率に基づき分担。  
なお、プール部分のうち3千万米ドルから1億米ドルまではHydraへ出再。
- 1億米ドルから21億米ドルまで  
Lloyd'sを中心とする再保険マーケットで再保険を購入。  
(\*、\*\*および\*\*\*は、Private Placementと呼ばれる複数年契約定期再保険)  
1st Layerから4th Layerに分かれており、各Layerごとに参加している再保険会社異なる。  
1st Layer: 1億米ドルから5.5億米ドルまで。  
2nd Layer: 5.5億米ドルから7.5億米ドルまで。  
3rd Layer: 7.5億米ドルから15億米ドルまで。  
4th Layer: 15億米ドルから21億米ドルまで。  
なお、1st Layerのうち、70%はマーケット再保険者に出再、同再保険カバーには1億米ドルの免責金額が設定されている。同免責額まではHydraがカバーする。  
  
\*\*\* 悪意のあるサイバー攻撃、新型コロナウイルス、その他新型の感染症に起因する損害については、合計21.5億米ドルの年間累積回収限度額が設定されている。  
2nd Layer: 年間累積回収限度額: 合計8億米ドル (油濁クレームとその他P&Iクレームに対し、それぞれ年間4億米ドルの限度額あり)  
3rd Layer: 年間累積回収限度額: 7.5億米ドル (油濁クレームは1事故あたり最大2.5億米ドル)  
4th Layer: 年間累積回収限度額: 6億米ドル
- 21億米ドルから約89億4千万米ドルまで  
オーバースpillと称し、IG全クラブメンバーで分担し、その資金は各クラブがメンバーに請求する分担金(オーバースpill保険料)により賄う。  
なお、オーバースpillのうち、21億米ドルから31億米ドルの部分についてはマーケットで再保険を購入しており、この部分については同再保険で賄われる。  
  
なお、油濁損害については10億米ドル、船客にかかわる責任は20億米ドル、船客と船員にかかわる責任は30億米ドルの上限が設定されている。